

「長崎県社会教育委員」の募集

長崎県教育委員会では、少子高齢化の進展、家庭や地域の教育力の低下、人々のつながりの希薄化など、様々な課題に対応するための社会教育に関する諸施策を検討するにあたって、幅広く県民の意見を反映させるため、下記により社会教育委員の一部を公募します。

記

- 1 募集期間 令和6年4月10日(水)～令和6年5月8日(水) (当日消印有効)
- 2 募集人員 4名程度
- 3 応募資格 県内に居住する満20歳以上の方で、本人による応募のみを対象とします。
- 4 任 期 令和6年8月1日～令和8年7月31日 (2年間)
- 5 活動内容 委員の職務

社会教育法第17条の規定により、社会教育に関し教育委員会に助言するため、以下の職務を行います。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

その他

- (1) 年間3回程度の会議を開催する予定です。
- (2) 会議の他に、研修会等にも参加していただくことがあります。
- (3) 会議等の際は、交通費等(県の基準による)をお支払いいたします。

- 6 応募方法 「長崎県社会教育委員・応募申込書」に必要事項を記載のうえ、以下の課題についての小論文を添えて郵送にてお申し込みください。

【課題】

人口減少や少子化が進展する中、本県においては令和6年度から5年間「つながりがつくる豊かな教育」というテーマを掲げた教育施策を推進してまいります。このような背景を踏まえ、今後、持続可能な地域づくり・人づくり・つながりづくりに向け、あなたはどのような取組が必要だと考えますか。(1200字以内)

(パソコン・ワープロで作成される方は、A4、文字16ポイント、横書きをお願いします)

応募申込書は県のホームページからダウンロードできます。

- 7 選 考 小論文による一次選考後、面接を5月下旬に実施し決定します。選考結果は、後日郵送でお知らせします。

- 8 応募先 〒850-8570
長崎市尾上町3番1号
長崎県教育庁生涯学習課
電 話：095-894-3363 (直通)

- 9 その他 応募方法等に関するお問い合わせは、上記応募先までお願いいたします。

社会教育とは

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。

社会教育法 第二条より